

新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画改定案の概要

1. 計画改定の背景・趣旨

新型インフルエンザや新感染症からの国民の生命及び健康の保護を目的として、平成27年2月「新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画」を策定しました。

八戸市では平成29年1月の中核市移行に伴い保健所を設置することから、保健所の役割等を追加した行動計画に改定するものです。

2. 改定の概要

当計画は、新型インフルエンザ等の感染症が発生した時に、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2点を目的としております。

現計画での対策の項目は「実施体制」「情報提供・共有」「まん延防止に関する措置」「予防接種」「医療」「市民生活及び地域経済の安定に関する措置」の6項目ですが、保健所設置市の役割である「サーベイランス・情報収集」の項目を新たに追加し、7項目に変更します。

また、中核市移行に伴う機構改革等を踏まえ、庁内各部署の役割を見直します。

参考 新型インフルエンザとは・・・

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。